◆「週休２日工事」現場閉所率対象期間の考え方（概要）

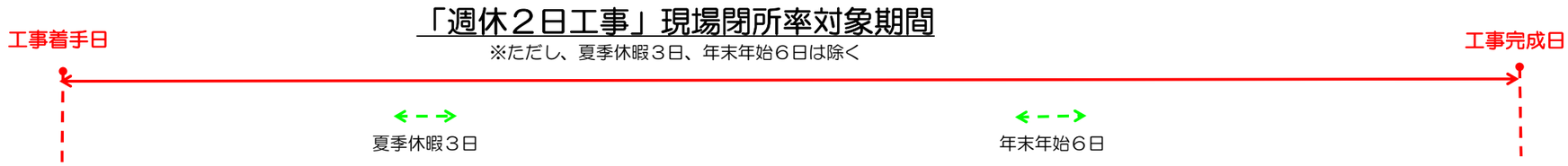

◆「週休２日工事」現場閉所率対象期間の考え方（具体例）

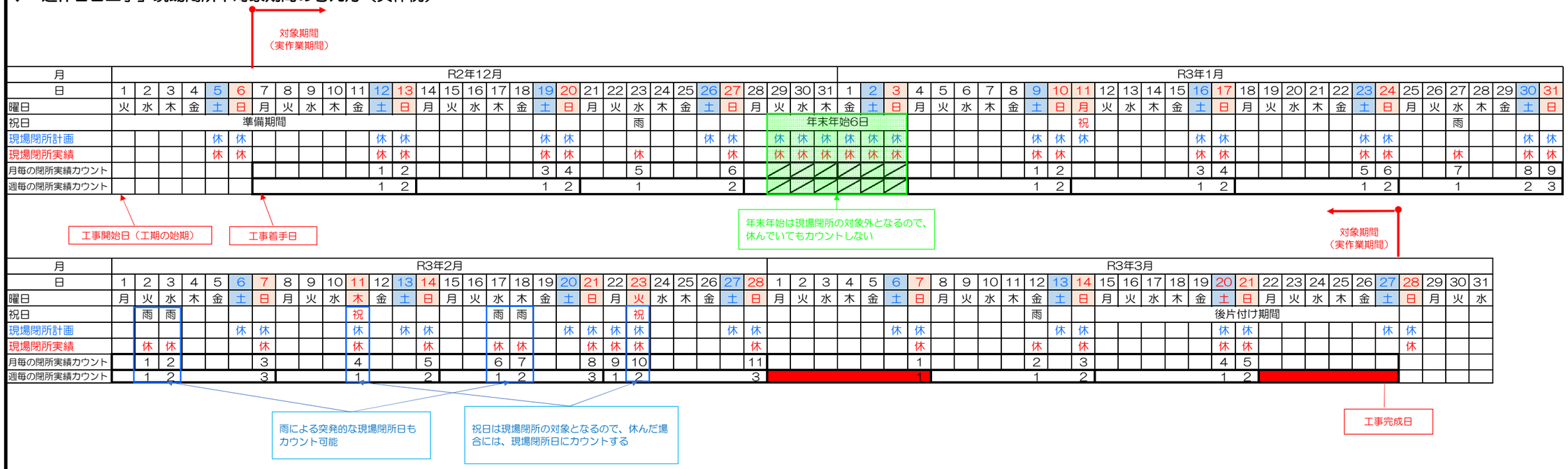

◆現場閉所率算定方法

通期及び月単位の判定

月	12	1	2	3	計
①対象日数	22	28	28	27	105
②土日の日数	6	8	8	7	29
③閉所実績	6	9	11	5	31
④現場閉所率	27.3%	32.1%	39.3%	18.5%	29.5%
各月の判定	○	○	○	×	
月単位判定	×				
通期判定					○

【通期の判定基準】

④現場閉所率＝③閉所実績／①対象日数≧28.5%

今回は、計③／計①＝31/105＝29.5%≧28.5%で判定OK

【月単位の判定基準】

④現場閉所率＝③閉所実績／①対象日数≧28.5%　　または　　③閉所実績≧②土日の日数

１２月は④は達成できていないが③が②以上であるため判定OK

３月は④、③のどちらも基準を満たしていないため判定OUT

結果、３月が達成できていないため判定OUT

週単位の週休２日の判定

【週単位の判定基準】**各週の閉所実績≧各週の土日の日数**

月曜から日曜を１週間として区切り、区切った各週の土日の日数以上の現場閉所を行っているかを確認

１２／２８～１／３の週については、年末年始休暇を除く１２／２８のみで判定（土日の日数０なので閉所実績０でも判定OK）

３／１～３／７の週については、土日の日数２に対して閉所実績１のため判定OUT

３／２２～３／２７の週については、土日の日数１に対して閉所実績０のため判定OUT

結果、２つの週において週単位が達成できていないため判定OUT

注意：対象期間の土日のみの現場閉所では通期を達成できない場合があります。

いわゆる毎週土日に閉所すれば、週単位、月単位の判定基準は達成可能ですが、

通期で２８、５%以上の閉所を達成出来ていない場合があります。

その場合、週休２日未達成となり、工事費積算上は補正なしの減額変更となります。

例）計②の全ての土日（２９日間）の現場閉所を行っても、計①の対象日数（１０５日）で割ると27.6%になり、基準の28.5%を下回る場合があります。

重要

週休２日の達成判定は、通期、月単位、週単位の順に確認を行ってください。

（用語の定義）

現　場　閉　所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

対　象　期　間：工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
ただし、夏季休暇（３日間）、年末年始休暇（６日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

工事着手日　：実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日。

準　備　期　間：施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について着手するまでの期間をいう
（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）。

後片付け期間：施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間

工事完成日　：後片付け完了日等の受発注者間で協議して決定した日